

筑前町選挙管理委員会告示第 32 号

直接請求及び解任請求の法定署名数について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条、第 75 条、第 76 条、第 80 条、第 81 条及び第 86 条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条及び第 5 条に規定する直接請求及び解任請求に必要な法定署名数は、次のとおりとする。

令和 8 年 9 月 2 日

筑前町選挙管理委員会委員長 前 田 義 徳

- 1 地方自治法第 74 条及び第 75 条並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条及び第 5 条の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数
507 人
- 2 地方自治法第 76 条、第 80 条、第 81 条及び第 86 条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数
8,438 人
- 3 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条及び第 5 条の規定による選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数
4,219 人